

Q&A(随時更新)

No	質問	回答
1	本登録制度の目的は何ですか。	企業の「働き方改革」に対する自主的な取組を促し、企業が社会的に評価される仕組みを作ること、地域全体に「働き方改革」の輪を広めていくことを目的としております。
2	登録できる対象企業の条件は何ですか。	以下の条件をどちらも満たす法人または個人が対象です。 ・市内に本店、支店または営業所が存在している ・市内において事業活動を行う常時雇用労働者を有する ただし、下記項目をいずれも満たしていることを前提とします。 1. 労働基準法や育児・介護休業法等の労働関係法令に違反する重大な事実が過去3か年以内にないことおよび過去5年以内に重大な法令違反等がないこと 2. 育児・介護休業法を遵守した就業規則を整備していること 3. 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づき、一般事業主行動計画を策定し公表すること及び同計画を厚生労働省都道府県労働局に届出をしていること(ただし、常時雇用労働者が101人以上の場合) 4. 木更津市暴力団排除条例(平成24年木更津市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条例第2条第3項に規定する暴力団員等または同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者ではないこと 5. 市税の滞納がないこと
3	就業規則を作成していないと実践企業に登録できませんか。	おっしゃるとおりです。就業規則が未作成の場合は、作成後、登録申請を行ってください。 また、就業規則の作成は以下の機関で、無料で支援をしております。 ◆千葉働き方改革推進支援センター 社労士等の専門家が、中小企業事業主の方からの労務管理上の相談に応じています。 相談無料、秘密厳守。 〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館本館7F 平日9:00～18:00 TEL:0120-174-864 Mail:chiba@task-work.com
4	次世代法(正式名称:次世代育成支援対策推進法)とは何ですか。	次世代法とは、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備のための法律です。
5	女性活躍推進法(正式名称:女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)とは何ですか。	女性活躍推進法とは、女性の働き方を改革し、関連情報の見える化や活用を推進を目的とした法律です。 就労状況・条件の男女差を解消し、男性の暮らし方や意識改革も進めて、女性が活躍できる社会にするため制定されました。
6	一般事業主行動計画とは何ですか。	次世代法および女性活躍推進法に基づき、事業主が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、①計画期間②目標③目標を達成するための対策の内容と実施時期を具体的に盛り込み策定するものです。 なお、常時雇用する労働者数が101人以上の企業は、一般事業主行動計画の策定をしなければなりません。(義務) 【作成方法】 厚生労働省HP参照 https://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/
7	取組内容を期間内に達成した場合、どうなりますか。	取組状況報告書を提出するタイミングで、達成した旨の報告をしていただきます。その後引き続き登録企業の継続を希望される場合は、再び新しい取組内容を設定し、登録申請書を提出してください。
8	取組内容を期間内に達成しなかった場合、どうなりますか。	引き続き登録企業の継続を希望される場合は、企業の取組状況に応じて、以下どちらかの対応となります。 ・取組内容を見直す ・そのまま同じ取組内容を継続する また、達成しなかったからといって何かペナルティがあるわけではありません。
9	取組期間が終了した場合、登録証は返却しなければなりませんか。	登録証の返却は不要です。
10	取組状況報告書の提出期限はいつですか。	取組状況報告書は、基本的に以下のうちいずれか早く到来する日までに提出していただきます。 ・取組期間中における各年度の年度末(3月31日) (取組開始から3カ月に満たない登録企業は、取組開始の翌年度の3月31日) ・取組期間の終了時期 例1)取組期間:令和6年10月～令和8年9月の場合 取組状況報告書の提出期限⇒令和7年3月末、令和8年3月末、令和8年9月末の計3回です。 例2)取組期間:令和7年1月～令和10年12月の場合 取組状況報告書の提出期限⇒令和8年3月末(※)、令和9年3月末、令和10年3月末、令和10年12月末の計4回です。 ※取組開始から年度末まで3カ月に満たないため、翌年度の年度末(3月)が取組状況報告書の提出期限となります。

11	登録企業の辞退を行いたいのですが、どうすればいいですか。	木更津市から辞退届の様式を送付いたしますので、産業振興課(0438-23-8460)までご連絡ください。
12	市税の滞納がないことはいつ確認しますか。	登録申請を受理後、産業振興課にて確認をいたします。
13	登録証は申請してからどのくらいで届きますか。	約1週間～2週間を予定しております。
14	登録証は郵送で届きますか。	申請内容に記載された事業所所在地または送付先へ郵送いたします。
15	添付ファイルが1ファイル10MBを超えてしまい、エラーとなってしまいます。どうしたら良いですか。	産業振興課宛(0438-23-8460)にご連絡をお願いします。 添付ファイル以外の項目については、通常通りオンラインにて申請を行ってください。